

宅地建物取引業者 営業保証金の取戻し手続きについて

(営業保証金の供託により事業を開始している業者の方は、以下を参照してください。)

①取戻し事由の発生

②官報掲載手続き(申請者→官報販売所)

※掲載手続きの詳細は、官報販売所にご確認ください。

③官報に公告

④営業保証金取戻し公告の届(申請者→県)

- ・ 登載官報(写し)を添付すること。
- ※公告後、すみやかに提出してください。

～ 公告の翌日から起算して6ヵ月経過～

⑤債権の申出がない旨の証明願を提出(申請者→県)

- ・ 供託書(写し)を添付すること。
- ・ 証明願は原則2部提出してください。

⑥債権の申出がない旨の証明の交付(県→申請者)

- ・ 提出日に即日発行されるものではありません(2日～1週間ほどかかります)。

⑦法務局にて取戻し(申請者→法務局)

- ・ ⑥で発行された証明書を持参してください。

(※上記手続きは、公告期間内に債権の申出がない場合の手続きとなります。)